

社会福祉法人磐田市社会福祉協議会地域福祉推進会議設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人磐田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、地域福祉の推進状況の把握及び評価をするとともに、地域福祉の推進を図るため、社会福祉法人磐田市社会福祉協議会地域福祉推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について意見交換及び協議する。

- (1) 磐田市地域福祉活動計画に関すること。
- (2) 地域福祉の推進状況の把握及び評価並びに今後の推進方法に関すること。
- (3) その他地域福祉の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、本会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

- (1) 自治会連合会の代表者
- (2) 地域福祉推進組織の代表者
- (3) ボランティア関係者
- (4) 社会福祉施設関係者
- (5) 社会福祉関係団体の代表者
- (6) 民間企業の代表者
- (7) 地域包括支援センターの職員
- (8) 公募により選出された者
- (9) 学識経験者
- (10) その他会長が必要と認めた者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することを妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 推進会議に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 推進会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、本会地域福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年6月7日から施行する。

2 この要綱の施行後最初に行われる推進会議の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、会長が招集する。